

各種助成金制度・支援制度等

| | |
|--|---|
| 1 雇用保険の被保険者に対する給付制度 | |
| <p>高年齢雇用継続給付</p> <p>60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者が原則として、60歳時点の登録した賃金と比較して、60歳以後の賃金が75%未満に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給されます。</p> <p>※「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること等要件あり。 (この手続きは、本人に代わって事業主が行っていただくようお願いいたします。)</p> | <p>お問合せ先： ハローワーク</p> |
| 2 事業主に対する助成金制度等 | |
| <p>特定求職者雇用開発助成金</p> <p>特定就職困難者コース</p> <p>高年齢者等の就職困難者をハローワーク及び指定機関の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主の方へ助成金が支給されます。</p> | <p>お問合せ先： ハローワーク</p> |
| 65歳超雇用推進助成金 | |
| <p>65歳超継続雇用促進コース</p> <p>(1)～(4)のいずれかの措置を行った事業主の方へ助成金が支給されます。</p> <p>(1) 65歳以上への定年引き上げ (2) 定年の定め廃止 (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 (4) 他社による継続雇用制度の導入</p> | <p>(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部 高年齢・障害者業務課 〒960-8054</p> |
| <p>高年齢者評価制度等雇用管理改善コース</p> <p>高年齢者の雇用推進を図るための雇用管理制度の整備（賃金・人事処遇制度、労働時間、健康管理制度等）にかかる措置を行った事業主の方へ助成金が支給されます。</p> | <p>福島市三河北町 7-14(ポリテクセンター福島内)</p> |
| <p>高年齢者無期雇用転換コース</p> <p>50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主の方へ助成金が支給されます。</p> | <p>TEL024-526-1510</p> |

ここでは、各種助成金制度や各種制度の概要のみを記載しております。

詳細については、最寄りのハローワーク、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部高年齢・障害者業務課にお問い合わせください。